様式受第２号（2024.4）

**受 託 研 究 契 約 書**

学校法人同志社　同志社大学（以下「甲」という。）と、

●●●●（以下「乙」という。）は、

機関としてのそれぞれの異なる目的をお互いに尊重し、次の条項により受託研究契約（以下「本契約」という。）を結ぶものとする。

（研究内容等）

第１条　本契約において乙が甲に委託し、甲がこれを受託する受託研究（以下「本受託研究」という。）とは、次の各号に定めるものをいう。

　（１）研究題目

○○○・・・・の研究、○○○・・・・の開発　など

　（２）研究目的

○○○・・・・・・・・・・・・・・・を目的とする。

　（３）研究内容

　（４）研究代表者及び研究担当者（以下、総称して「研究者等」という。）

（甲）研究代表者：氏名　（所属部署名）

研究担当者：氏名　（所属部署名）

　（５）研究の実施場所

　　（甲）実施建屋名，研究室名

　（６）研究経費

研究経費は○,○○○,○○○円（消費税込み）とし、その内訳は下表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| ①直接経費 | 円 |
| ②知的貢献費 | 円 |
| ③間接経費((①＋②)×20％) | 円 |
| 計 | 円 |

　（７）研究期間

本受託研究の期間は、○○○○ 年○月○日から○○○○年○月○日までとする。

　（８）乙から甲への提供物品（以下、「提供物品」という。）

※研究経費以外に薬品、その他の研究材料、また機械等の提供がある場合には、材料名、または品名・型番、または試薬名とともに、数量を記入する。ない場合は「なし」と記入する。

（受託研究の実施）

第２条　甲は、本契約の定めに従い本受託研究を実施する。

２　甲は、自己の裁量で、本受託研究の実行方法を定め、遂行することができる。

３　甲は、研究の特質上、本受託研究が成功すること（本研究成果（第１０条に定める。）が得られることを含む。）、本受託研究の成果が第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害しないこと、本受託研究の正確性・確実性・有用性等を保証しない。

４　甲は、事前に乙から書面による承諾を得ることなく、第三者に対し本受託研究を再委託してはならない。

（研究経費の納付）

第３条　乙は、第１条第６号に定める研究経費を負担するものとする。

２　乙は、甲から研究経費に係る請求書を受領したときは、請求書に記載の請求日から起算して６０日以内に甲に支払わなければならない。ただし、甲乙にて支払い期日を別途定める場合は、甲はその期日を記載した請求書を乙に対して発行するものとし、乙はその期日までに支払うものとする。

３　甲は、乙が前項に定める支払期限までに研究経費を支払わないときは、当該研究経費に加え、支払期限の日の翌日から支払い日までの日数に応じ、その未納額に年３％の割合で計算した遅延損害金を乙に対して請求できるものとする。乙は甲からの請求があったときは、当該遅延損害金を支払わなければならない。

（研究経費の返還）

第４条　甲は、乙が納付した研究経費を原則として返還しない。ただし、天災その他やむを得ない事由によって本受託研究が実施できない場合、甲は、第１条第６号に定める「①直接経費」のうち、未使用の研究経費について、乙から返還請求の申し出があり、甲がこれに同意したときは、乙に返還するものとする。

（研究経費が不足した場合の処置）

第５条　甲は、納付された研究経費に不足が生じた場合、乙と協議し、合意の上、その不足額を乙に負担させることができる。

（受託研究の中止、延長）

第６条　甲及び乙は、本受託研究を中止するとき、又は延長するときは、協議の上決定するものとし、いずれかが一方的にこれを行うことはできないものとする。

２　天災その他甲の責によらない事由によって本受託研究を中止又は延長した場合、甲はその責を負わないものとする。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第７条　研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。

（提供物品について）

第８条　第１条第８号に定める提供物品の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。

２　乙の提供物品に瑕疵があったことに起因して甲が損害を被ったときは、乙は、甲の損害を賠償するものとする。

３　甲は、本受託研究が終了したときは、提供物品を本受託研究終了時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。

（研究者等）

第９条　甲は、第１条第４号に定める研究者等を本受託研究に参加させる。

２　甲は、事前に乙の書面による同意を得た上で、自己に属する者を研究担当者として新たに本受託研究に参加させることができる。

３　甲の研究者等が乙の設備等を使用して本受託研究を行う必要が生じた場合、甲及び乙は別途協議し、その取扱いを決定するものとする。

（研究成果）

第１０条　本契約における研究成果（以下「本研究成果」という。）とは、本受託研究において得られた以下の各号のものをいう。

（１）発明、考案、意匠、回路配置、植物新品種

（２）プログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム著作物等」という。）

（３）秘密に扱われるべき財産的価値のある技術情報（以下「ノウハウ」という。）

（４）前各号に掲げるものの他、コンテンツ及びデータを含む一切の学術的又は財産的価値のある情報等（以下「有用情報」という。）

（５）学術的又は財産的価値のある以下のもの（以下「研究成果有体物」という。）

（ア）試料（微生物株、細胞株、ウイルス株、植物新品種、核酸、タンパク質、脂質、新材料、土壌、岩石等）、実験動物

（イ）試薬、材料、試作品、モデル品、実験装置

２　甲は、本受託研究が終了したときは、その結果を乙に報告するものとする。なお、報告時期、方法等については、事前に協議の上決定するものとする。

（本研究成果の公表）

第１１条　甲又は乙は、甲の大学としての社会的使命を踏まえ、本条の定めに従って、本研究成果を開示し、発表し、又は公開すること（以下、本条において「研究成果の公表」という。）ができる。

２　甲及び乙は、研究成果の公表について、その内容、時期、方法等を事前に協議の上決定するものとする。

（情報の開示）

第１２条　乙は、本受託研究に関して自己の有する情報・知識等を本受託研究の遂行に必要な範囲において甲に開示するものとする。

（秘密情報の定義）

第１３条　本契約において「秘密情報」とは、次の各号に定めるものをいう。

（１）甲及び乙が、本受託研究の実施にあたり、書面、図面、写真、サンプル、電子媒体等の媒体で相手方に開示又は提供する情報のうち、当該媒体に秘密である旨を明示したもの

（２）甲及び乙が相手方に口頭開示する際に秘密情報であることを通知し、かつ、当該口頭開示のあった日から３０日以内に秘密とすべき口頭開示情報を文書にて特定した上、秘密である旨明示して相手方に書面で送付したもの

（３）本契約の内容及びその締結の事実

２　前項の定めは、次の各号に定めるいずれかに該当する情報には適用しないものとする。

　（１）開示・提供を受けた時点で公知であった情報

　（２）開示・提供を受けた後、自己の責によらずに公知となった情報

　（３）開示・提供を受けた際、既に自ら所有していたことを立証し得る情報

　（４）開示・提供を受けた後、開示・提供された秘密情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得る情報

　（５）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手した情報

（秘密情報の取扱い）

第１４条　甲及び乙は相手方の秘密情報について、善良な管理者の注意をもって秘密に保持するものとし、本受託研究の実施のために必要とされる甲乙に属する最小限の者及び法律上守秘義務を負う者（弁護士、弁理士、公認会計士、税理士等）以外に開示・漏洩してはならない。ただし、事前に相手方から書面による同意を得た場合はこの限りではない。

２　甲及び乙は相手方より開示を受けた秘密情報を本受託研究以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方から書面による同意を得た場合はこの限りではない。

３　本条第１項の定めにかかわらず、甲及び乙は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき相手方の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、その場合、当該当事者は、相手方に事前に（緊急やむを得ない場合は事後に）その旨通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく相手方に協力し必要な措置を講じるものとする。

４　甲及び乙は、本契約が終了したとき又は相手方から要求があったときは、相手方の秘密情報を含む有体物等を相手方に直ちに返還し、それらの複製物及び要約物の一切を相手方の指示に従い、責任を持って直ちに廃棄するものとする。ただし、甲及び乙は、秘密情報管理を適切に行う目的で、相手方から受領した秘密情報の写しを１部保有することができる。

（知的財産権の取扱い）

第１５条　本契約において知的財産権とは、次の各号に定めるものをいい、以下「本知的財産権」という。

　（１）特許法に規定する特許権、実用新案法に規定する実用新案権、意匠法に規定する意匠権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法第１９条に規定する育成者権及びこれらの権利の登録を受ける権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

　（２）プログラム著作物等に係る著作権法第２１条から第２８条までに規定する著作権、並びに外国におけるプログラム著作物等の権利に相当する権利

　（３）ノウハウを利用する権利

２　甲は、本受託研究の過程において、発明、考案、意匠、回路配置、植物新品種、プログラム著作物等、ノウハウの創作（以下、総称して「発明等」という。）を成したときは、速やかに乙に連絡するものとする。

３　本受託研究の結果生じた本知的財産権は、甲に帰属するものとする。

４　甲は、前項の定めに基づき甲に帰属することとなった本知的財産権（以下「甲知的財産権」という。）の一部又は全部を、甲乙合意の上、乙へ譲渡することができる。なお、譲渡条件や譲渡後の取り扱いについては、別途契約で定めるものとする。

（その他の本研究成果の取扱い）

第１６条　第１０条1項第４号及び第５号に定める有用情報及び研究成果有体物は、甲に帰属するものとする。

（甲知的財産権の乙による実施）

第１７条　乙又は乙の指定する者（乙の会社法（平成１７年法律第８６号）上の親会社若しくは子会社、又は乙から甲に書面により通知され、甲が同意した者をいう。）は、甲が甲知的財産権を第三者に対し実施許諾せず、乙又は乙の指定する者のみが実施（以下「独占的実施」という。）することを希望する場合には、甲に対し書面により通知するものとする。甲及び乙は、甲が当該通知を受領した場合、別途協議の上、独占的実施許諾契約を締結するものとする。

２　乙又は乙の指定する者は、甲知的財産権を前項以外の実施の形態で実施(以下「非独占的実施」という。)することを希望する場合には、甲に書面により通知するものとする。甲及び乙は、甲が当該通知を受領した場合、別途協議の上、非独占的実施許諾契約を締結するものとする。

３　本条第１項及び第２項における乙の指定する者による実施は、乙による実施とみなされるものとし、乙は乙の指定する者の行為に対して一切の責任を負うものとする。

（甲知的財産権についての甲による実施）

第１８条　甲及び甲に属する研究者等は、前条第１項に定める独占的実施期間中であっても、教育又は研究を主たる目的とする場合には、甲知的財産権を無償で実施することができるものとする。

２　前項の規定は、甲の研究者等が、甲の所属を離れて他の非営利機関で教育又は研究を行う場合において準用する。

（第三者に対する実施の許諾）

第１９条　甲は、第１７条第１項に定める独占的実施期間中は、乙及び乙の指定する者以外の第三者に対して甲知的財産権に係る通常実施権を許諾することができないものとする。

（実施料）

第２０条　乙が、第１７条第１項及び同第２項に基づき甲知的財産権の実施を希望するときは、乙は、別途実施許諾契約で定める実施料を甲に支払うものとする。

（輸出管理等に係る法令遵守）

第２１条　甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本受託研究の実施及び本研究成果に関して適用されるすべての関連法令を遵守する。

２　甲及び乙は、本契約にしたがって相手方から提供・支給・貸与されるいかなる機器・試料等又は資料・情報・技術も輸出又は提供する場合、外国為替及び外国貿易法及びこれに関連する法令並びに米国輸出管理規則を遵守しなければならない。

３　甲及び乙は、本契約にしたがって相手方から提供・支給・貸与されるいかなる機器・試料等又は資料・情報・技術も大量破壊兵器等の設計・製造・使用・保管等の目的に自ら使用せず、また、かかる目的に使用する意思が明らかである第三者に対して直接・間接を問わず輸出又は提供しない。

（契約の解約）

第２２条　甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し又は違反するおそれがあると合理的に判断できる相当の事由がある場合、その是正を催告したにもかかわらず、催告後３０日以内に是正されないときは、本契約を解約することができる。

２　甲は、乙が次の各号に定める事由のいずれかに該当したときは、直ちに本契約を解約することができる。

　（１）手形、小切手の不渡り又は支払停止等の状態に陥ったとき

　（２）第三者により、仮差押、仮処分又は強制執行等を受けたとき

　（３）破産、特別清算手続、民事再生手続若しくは会社更生手続開始等の申し立てがあったとき又はその原因となる事由が生じたとき

　（４）解散、事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、合併又は会社分割を決議したとき

　（５）支配関係に影響を及ぼすと合理的に判断される株式又は資産の譲渡等があったとき

　（６）財務状況が著しく悪化し債務超過に陥る恐れがあると合理的に判断できる相当の事由があるとき

３　乙は、前項各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、甲に対して、その旨を速やかに通知するものとする。

（権利義務の譲渡）

第２３条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾を得ない限り、本契約上の地位及び本契約により生じる権利義務の全部又は一部を第三者に対し、譲渡、貸与又は担保に供することはできないものとする。

（損害賠償）

第２４条　甲又は乙は、第２２条第１項若しくは同第２項に定める事由によって、又は相手方の故意若しくは過失によって、損害等を被ったときは、相手方に対し損害賠償を請求することができる。

（大学名称等の使用）

第２５条　乙は、甲の大学名称（甲の関連機関、教職員、学生等に関するものを含むが、これらに限られない。）及び甲を明示的又は暗示的に示すロゴ、マーク、標章等（以下、総称して「名称等」という。）を、その使用目的（本研究成果を使用又は利用した商品（以下「本商品」という。）の販売、本商品の宣伝、その他本商品の販売促進資料等に使用する目的を含むが、これらに限られない。）に関わらず、使用又は利用してはならないものとする。ただし、甲の名称等の使用・利用の態様、使用・利用方法、使用・利用範囲、及び使用・利用期間等について甲の事前の文書による承諾を得た場合に限り、かつ、その承諾範囲内に限り、名称等を使用又は利用することができる。

（免責）

第２６条　乙による本商品の販売、役務の提供又はその他本研究成果を利用又は使用する一切の行為によって乙に損害が発生した場合でも、甲は乙に対して一切の責任を負わないものとし、かつ、これらの行為について一切の明示又は黙示の保証をしないものとする。

（有効期間）

第２７条　本契約の有効期間は、第１条第７号に定める研究期間と同一とする。ただし、第６条第１項の定めに則り本契約が中止・延長された場合及び第２２条の定めに則り本契約が解約された場合はこの限りでない。

２　前項の定めにかかわらず、本契約終了後も、第３条、第４条、第８条第２項、同第３項、第１０条、第１１条第１項、第１５条から第２１条まで、第２３条から第２６条まで、本項及び第２８条から第３２条までの定めは対象事項がすべて消滅するまで、第１１条第２項、第１３条及び第１４条の定めは、本契約終了から３年間、それぞれ有効に存続するものとする。

（反社会的勢力の排除）

第２８条　甲及び乙は、現在及び将来にわたり、自己並びにその役員及び経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋等その他の暴力、威力又は詐欺的手段等を用いて経済的利益を追求する団体又は個人（以下、総称して「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないことを表明・保証する。

２　甲又は乙が前項の定めに違反した場合（以下、違反した当事者を「違反当事者」という。）、相手方は無催告で本契約を解約できるものとし、その場合、違反当事者は、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。なお、当該解約に伴い違反当事者が被る損害については、相手方は一切の賠償責任を負わないものとし、かかる解約により当該相手方に損害が生じた場合は、違反当事者はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第２９条　甲及び乙は、相手方から開示された「個人情報」について、関係する法令、国が定める指針及びその他の規範に従って、善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとする。本条でいう「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号、その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報を容易に照会することができ、これによって当該個人を識別できるものを含む。）をいう。

２　甲及び乙は、個人情報を第三者に預託、提供又は開示してはならず、本受託研究の目的以外に使用、複製又は改変等を行ってはならない。

３　甲及び乙は、個人情報を、本受託研究終了の日以後、速やかに破棄又は相手方に返還するものとする。ただし、相手方が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（協議）

第３０条　本契約に定めない事項について、それを定める必要があるときは、甲乙間で協議して定めるものとする。

（準拠法）

第３１条　本契約は日本法に基づいて解釈され、これに準拠するものとする。

（裁判管轄）

第３２条　本契約に関連して当事者間に紛争を生じたときは、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の約定を証するものとして、本契約書２通を作成し、甲乙で各１通を所持するものとする。

 年 月 日

甲　　　京都府京田辺市多々羅都谷１番３

学校法人同志社　同志社大学

リエゾンオフィス所長

宮 本　博 之　　印

乙

　　　　　　　印